美里町告示第１０２号

美里町納税通知書等の公示送達について

下記の者に対し送達すべき書類については、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないので、地方税法第２０条の２及び美里町税条例第１８条の規定により公示送達する。当該書類は、美里町税務課内に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月１０日

美里町長　相　澤　清　一

記

送達を受けるべき者の氏名	送達する書類
WU　ZISEN	令和８年度町民税・県民税・森林環境税納税通知書